

◎介護保険法及び老人福祉法の一部を

改正する法律

(平成二〇年五月二八日法律第四二号)

一、提案理由

(平成二〇年四月九日・衆議院厚生労働委員会)

○舛添国務大臣　ただいま議題となりました介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

介護保険制度は、介護サービスの利用者数、事業者数ともに大幅に増加するなど、国民の間に広く定着してきておりますが、その一方で、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生しております。このため、このような不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制のあり方について見直しを行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護サービス事業者における法令遵守等を徹底するため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるとともに、厚生労働大臣等に対し、適正な業務管理体制の整備のための勧告権及び命令権を創設することとしております。

第二に、不正行為への組織的な関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣等に対し、介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権を創設することとしております。

第三に、不正事業者による処分逃れを防止するため、事業の休廃止の届け出について、事後届け出制から事前届け出制に改めることとしております。

第四に、事業廃止時における利用者のサービスを確保するため、事業を休廃止しようとする介護サービス事業者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整等の便宜の提供を義務づけることとしております。

以上のほか、介護サービス事業者の指定及び更新に係る欠格事由として、新たに、監査中に休廃止の届け出をした事業者及び同一法人グループ内の密接な関係を有する者が指定取り消しを受けた事業者を追加するとともに、指定等の取り消し処分を受けた事業者に関し、その処分の理由となった事実等を考慮し

て指定及び更新をすることが相当と認められるときは、都道府県知事は、介護サービス事業者の指定及び更新をできることとする等の所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成二〇年四月二五日）

○茂木敏充君　ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過、結果及び提案の趣旨、内容を御説明申し上げます。

まず、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案は、介護保険制度における不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制を見直すもので、その主な内容は、

第一に、事業者に対し、法令遵守の確保を図るための業務管

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律

理体制の整備を義務づけること、

第二に、不正行為への組織的な関与の有無を確認するため、都道府県知事等に対し、事業者の本部に対する立入調査権を創設すること、

第三に、事業廃止時において利用者へのサービスが継続的に提供されるよう、事業者に対し、他の事業者との連絡調整等を義務づけること等であります。

本案は、去る四月八日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌九日に舩添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑に入り、十六日には参考人から意見を聴取するなどの審査を行い、本日質疑を終局し、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

三、参議院厚生労働委員長報告（平成二〇年五月二二日）

○岩本司君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律

一二四

まず、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案は、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、立入検査等の指導監督の在り方、介護サービス事業者の事務負担への配慮、介護従事者等の処遇改善に向けた介護報酬引上げの必要性、介護保険制度における給付と負担の今後の在り方等について質疑を行うとともに、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年五月二〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、業務管理体制の整備の義務付けに当たっては、指導監督体制の充実強化に努めるとともに、介護サービス事業者にとつて過度の負担増が生じないように配慮すること。

二、今回の法改正に基づく厚生労働省令等の制定・改正に当たっては、介護サービスの利用者、介護サービス事業者等関係者の意見を十分に聴く機会を設けること。

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

四、介護保険料の算定については、税制等の制度改正が高齢者世帯へ与える影響を十分踏まえ対応すること。

五、今後の介護保険制度の在り方については、国民の老後生活における介護の不安に応えるセーフティネットとして機能するよう、介護報酬の引上げによる保険料の急激な上昇を防ぐための方策を含め、十分な検討を加えること。

右決議する。